

議案第104号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年12月 2日 提出

ひたちなか市長 本間源基

平成 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考2を備考4とし、備考1の次に次のように加える。

- 2 投票所の投票立会人のうち立会時間が投票時間の2分の1以内のものものの報酬は、この表の規定にかかわらず1回5,350円を支給する。
- 3 期日前投票所の投票立会人のうち立会時間が投票時間の2分の1以内のものものの報酬は、この表の規定にかかわらず1回4,750円を支給する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

旧		新		備考
別表第2 (第2条, 第4条, 第5条関係)		別表第2 (第2条, 第4条, 第5条関係)		
職名	支給区分	報酬額	旅費の額 (相当する職)	
略	略	略	略	
投票所の投票管理者	1回	12,600円	副市長	
期日前投票所の投票管理者	1回	11,100円	副市長	
開票管理者	1回	10,600円	副市長	
選挙長	1回	10,600円	副市長	
投票所の投票立会人	1回	10,700円	副市長	
期日前投票所の投票立会人	1回	9,500円	副市長	
開票立会人	1回	8,800円	副市長	
選挙立会人	1回	8,800円	副市長	
略	略	略	略	
備考		備考		
1 略		1 略		
2 略		2 投票所の投票立会人のうち立会時間が投票時間の2分の1以内のもの の報酬は、この表の規定にかかわらず1回5,350円を支給する。		
3 略		3 期日前投票所の投票立会人のうち立会時間が投票時間の2分の1以内 のもの報酬は、この表の規定にかかわらず1回4,750円を支給する。		
4 略		4 略		

